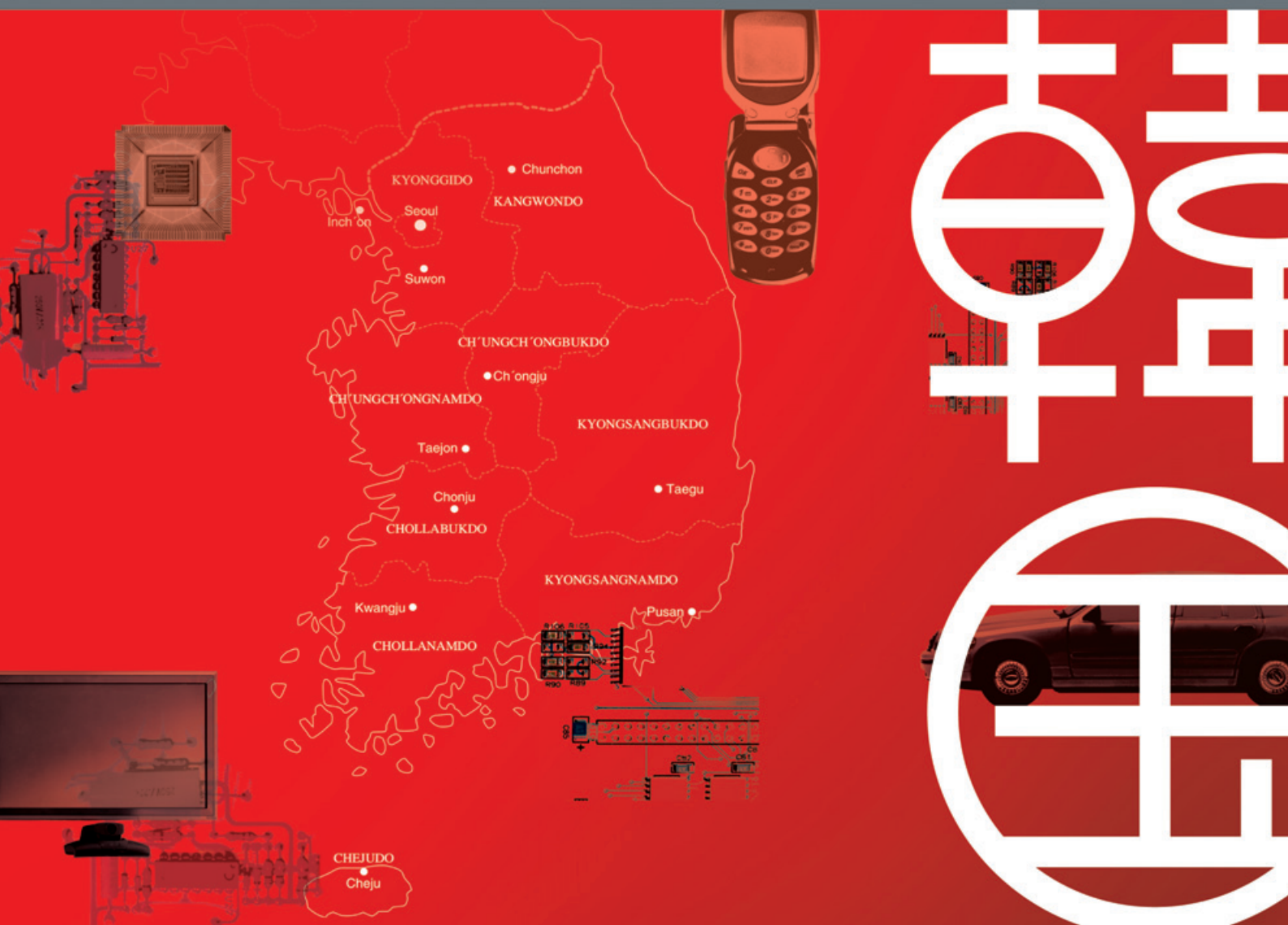


イーストスプリング韓国株式オープン

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書（交付目論見書）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問合せください。

＜委託会社＞ [ファンドの運用の指図を行う者]

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第379号

ホームページアドレス <http://www.eastspring.co.jp/>

電話番号 03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

＜受託会社＞ [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

野村信託銀行株式会社

英国ブルーデンシャル社はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年 1 回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- 本書により行う「イーストスプリング韓国株式オープン」(以下「当ファンド」といいます。)の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 27 年 1 月 29 日に関東財務局長に提出しており、平成 27 年 1 月 30 日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報>

委託会社名	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
設立年月日	平成 11 年 12 月 1 日
資本金	649.5 百万円(平成 26 年 11 月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	9,288 億円(平成 26 年 11 月末現在)

I ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として韓国の金融商品取引所に上場されている株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

※本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。

ファンドの特色

1 韓国の金融商品取引所に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

- 韓国籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト [エクイティ]」（以下「インダストリー・リーダース・セキュリティーズ [エクイティ]」）ということがあります。）への投資を通じて、主として韓国の金融商品取引所に上場されている株式に実質的な投資を行います。

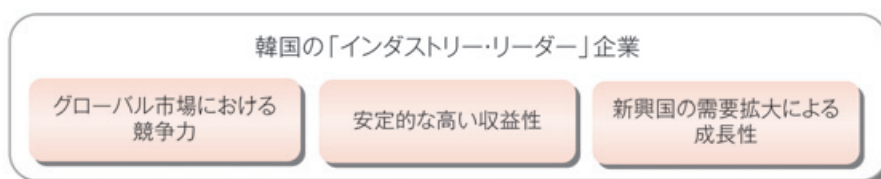
「インダストリー・リーダース・セキュリティーズ [エクイティ]」の特徴

1. 韓国の金融商品取引所に上場している「インダストリー・リーダー」企業の株式を主要投資対象とします。

「インダストリー・リーダー」企業とは：

市場支配力、強いブランド力、国際競争力を備えた、韓国の産業をけん引する企業をいいます。

<銘柄選択の着目点>

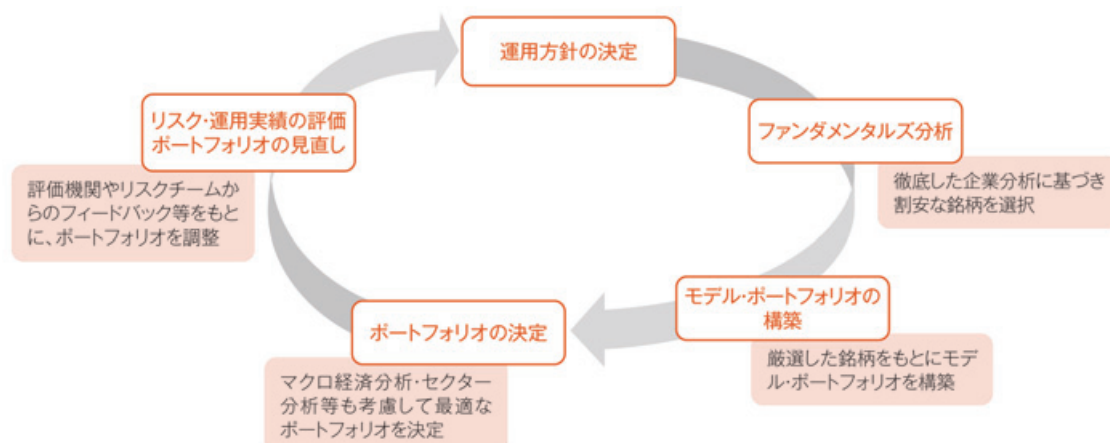


2. イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッドが運用を行います。

3. 割安な銘柄に分散投資を行うことにより、リスク調整後のリターンが中長期的にベンチマークを上回ることを目的とした運用を行います。

- 企業の本質的価値を重視し、徹底した企業分析に基づくボトムアップ・アプローチを基本とした運用を行います。
- トップダウン・アプローチによる分析も考慮し、効率的なポートフォリオ構築と厳格なリスク管理を行うことにより、継続的な超過収益の獲得を目指します。

<運用プロセス>

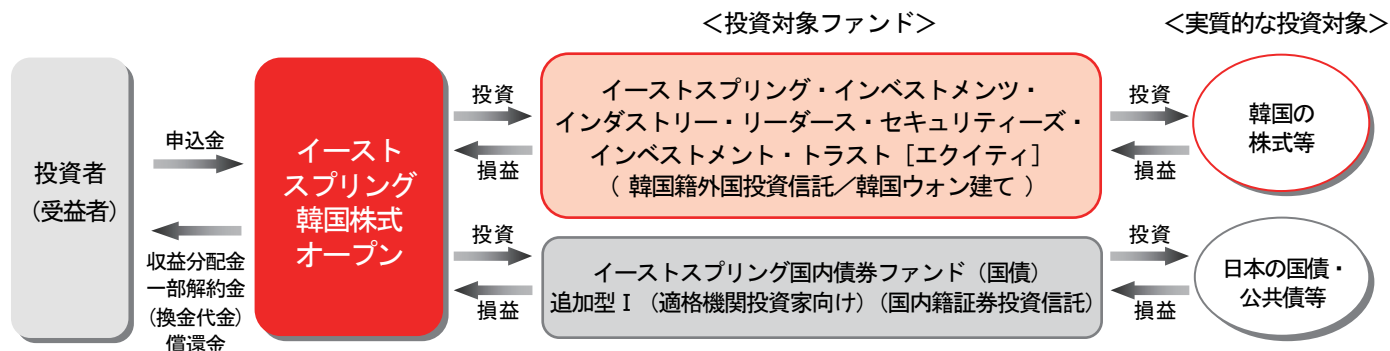


※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

■ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※ 原則として「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト [エクイティ]」への投資比率を高位に保ちます。

＜追加的記載事項＞

以下の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

投資対象ファンドの概要

フ ァ ン ド 名	イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト [エクイティ]	
形 態	韓国籍外国投資信託／オープン・エンド型	
表 示 通 貨	韓国ウォン	
主 な 投 資 対 象	韓国の金融商品取引所に上場されている株式	
ベ ン チ マ ー ク	韓国総合株価指数（KOSPI）	
ファンドの関係法人	運 用 会 社	イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッド
	受 託 会 社	National Agricultural Cooperative Federation
申 込 手 数 料	ありません。	
信 託 報 酬	年率0.325%	
その他の費用・手数料	組入る有価証券の売買時に発生する売買委託手数料等および監査費用等がかかります。	
設 定 日	2002年4月18日	
決 算 日	毎年4月17日	

フ ァ ン ド 名	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	
形 態	国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募	
表 示 通 貨	日本円	
主 な 投 資 対 象	日本の国債、政府保証債、地方債	
ベ ン チ マ ー ク	BofAメリルリンチ国債インデックス（1-10年債）※	
ファンドの関係法人	委 託 会 社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社
申 込 手 数 料	ありません。	
信 託 報 酬	年率0.216%（税抜0.2%）	
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設 定 日	2002年8月26日	
決 算 日	毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日）	

※ バンクオブアメリカ・メリルリンチは、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスを何ら変更することなく使用することを許諾しており、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスに関し何らの表明をするものではなく、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスまたはそれに含まれ、関連しもしくは得られるデータの適合性、内容、正確性、適時性および完全性について保証するものではありません。また、バンクオブアメリカ・メリルリンチはイーストスプリング・インベストメンツ株式会社によるバンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスの使用に関し一切の責任を負うものではなく、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社またはその商品またはサービスについて何らの支持、是認または推奨をするものではありません。

3

イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのネットワークを最大限活用します。

- 「インダストリー・リーダース・セキュリティーズ [エクイティ]」は、イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッドが、韓国株式投資に関する専門知識と豊富な経験を最大限活用して運用を行います。

充実したアジアのネットワーク



(2014年11月末現在)

- イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける14の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開し、各国・地域の運用会社は連携して運用を行っています。
- イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッドは、グループの韓国における運用会社で、2002年に設立されました。現在、韓国株式ファンド（公募投信）において約1兆1,020億韓国ウォン（約1,174億円）※の運用資産残高を有しています。

※2014年11月末現在。韓国国内の運用会社中第13位、外資系の運用会社の中では第1位。100韓国ウォン=10.66円で換算。

出所：Korea Financial Investment Association

4

原則として、為替ヘッジは行いません。

- 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

収益分配方針

- 原則として毎年10月31日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

▶ 韓国株式への投資のポイント

ポイント① 経済

韓国経済は、今後も安定的な成長が予想されています。韓国政府は、自由貿易協定（FTA）の推進によって輸出の拡大を促し、経済成長を後押しすることを目指しています。

ポイント② 企業

韓国企業は半導体やスマートフォンなどの分野において競争力を有しており、高いマーケットシェアを誇っています。

ポイント③ 株式市場

韓国の株式市場は、金融危機や欧州債務問題などの影響を受けたものの、長期で見ると堅調に推移しています。

韓国の概要

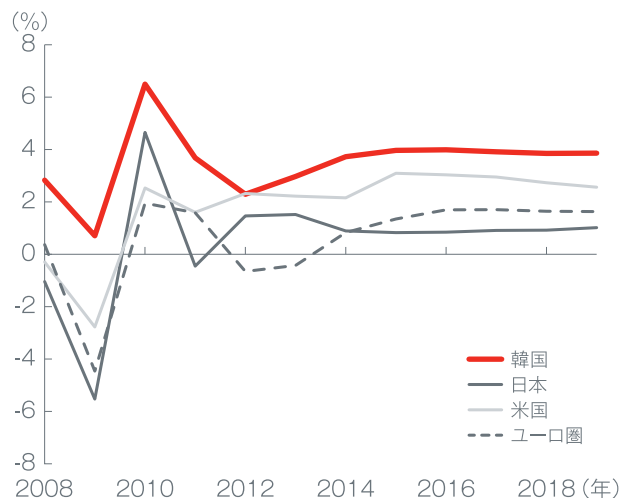
首都	ソウル
人口	約 5,044 万人（2014 年予測値）
面積	約 10 万平方キロメートル（日本の約 4 分の 1）
言語	韓国語
宗教	宗教人口比率 53.1%（うち仏教：42.9%、プロテスタント：34.5%、カトリック：20.6%、その他：2.0%） 社会・文化に儒教の影響を色濃く受ける。
政体	民主共和国
通貨	ウォン （100 ウォン＝10.66 円）（2014 年 11 月末）
主要貿易品目	輸出:機械類、電気電子製品、化学工業製品 等 輸入:鉱産物、電気電子製品、鉄鋼金属製品 等

出所：外務省、IMF 世界経済見通しデータベース（2014 年 10 月）、Bloomberg LP. のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

▶ ポイント① 韓国経済の動向

金融危機の影響から、韓国経済は一時的に大きく減速したものの、その後の世界経済の回復を受け、安定的な成長を遂げています。2015 年から 2019 年の実質 GDP 成長率の平均は、約 3.9%と予測されています。

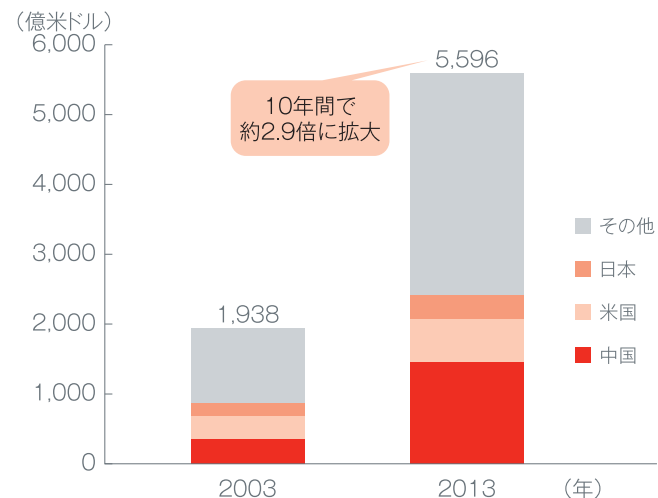
韓国および先進国の実質 GDP 成長率の推移
（2008 年～2019 年）



出所：IMF 世界経済見通しデータベース（2014 年 10 月）のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。2014 年以降は予測値。

韓国経済は輸出主導型となっており、輸出動向が経済成長を左右する要因の一つとなっています。韓国政府は、貿易促進のために FTA 締結交渉を積極的に行っています。

韓国 国別輸出額の推移
（2003 年および 2013 年）



出所：CEIC のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

※上記は作成時点における各種データに基づき作成したものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

▶ ポイント② 韓国企業の競争力

高い技術力を背景に、半導体やスマートフォンなどの分野で、韓国企業が注目されています。これらの企業は優れた競争力を有し、世界の市場においても高いシェアを誇っています。

半導体売上高 世界シェア
(2013年)

順位	会社名	シェア
1	インテル (米国)	15.8%
2	サムスン電子 (韓国)	9.0%
3	クアルコム (米国)	5.5%
4	SKハイニックス (韓国)	4.1%
5	東芝 (日本)	3.8%
6	マイクロン・テクノロジー (米国)	3.7%
7	テキサス・インスツルメンツ (米国)	3.5%
8	ブロードコム (米国)	2.6%
9	STマイクロエレクトロニクス (蘭)	2.6%
10	ルネサスエレクトロニクス (日本)	2.4%

スマートフォン出荷台数 世界シェア
(2014年7月～9月)

順位	会社名	シェア
1	サムスン電子 (韓国)	23.7%
2	アップル (米国)	11.7%
3	シャオミ (中国)	5.2%
4	レノボ (中国)	5.0%
5	LG 電子 (韓国)	5.0%
6	ファーウェイ (中国)	4.9%
7	ZTE (中国)	3.4%
8	ノキア (フィンランド)	3.3%
9	ソニー (日本)	3.0%
10	HTC (台湾)	1.7%



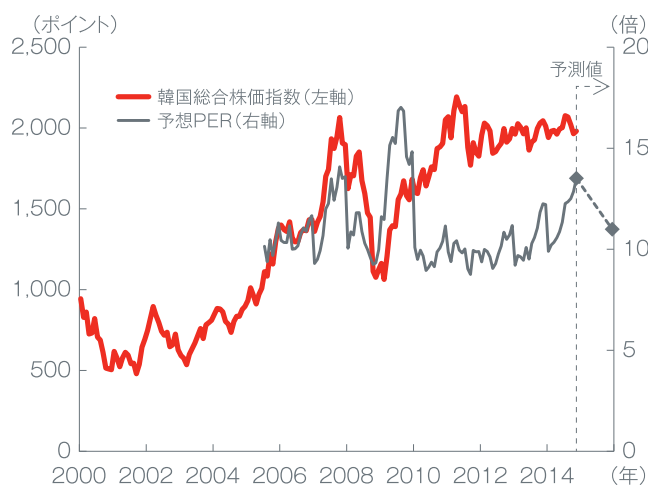
出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

▶ ポイント③ 韓国株式市場の動向

韓国の株式市場は、金融危機や欧州債務問題などの影響を受けたものの、長期で見ると堅調に推移しています。

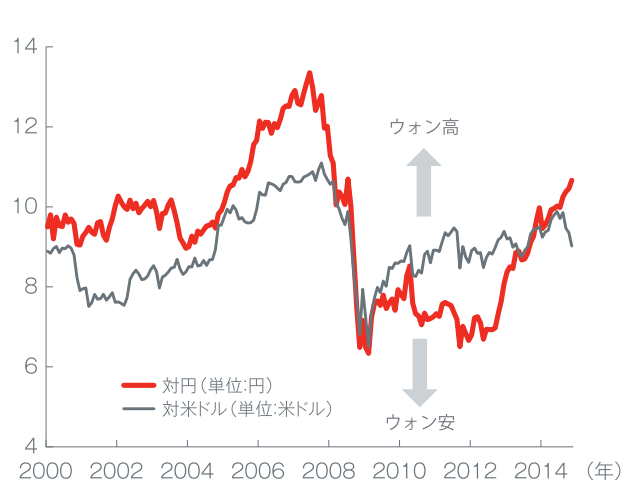
韓国銀行（中央銀行）は、通貨の安定のために中国やUAE、マレーシアなどとの通貨スワップ協定の限度額の拡大や協定の延長などの対策を打ち出しています。

韓国の株価および予想 PER（株価収益率）の推移
(2000年1月末～2015年12月末)



出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。韓国総合株価指数を使用。株価は2014年11月末まで表示。予想PERは2005年7月末から表示。2014年12月末以降はBloomberg コンセンサス予想に基づく集計値。

韓国ウォンの推移
(2000年1月末～2014年11月末)



出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。対円は100ウォン、対米ドルは10,000ウォン当たりの推移。

※上記は作成時点における各種データに基づき作成したものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。



投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

＜基準価額の変動要因となる主なリスク＞



株価変動リスク 政治経済情勢や発行企業の業績の変化により株式の価格が変動するリスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク 有価証券の発行者の経営・財務状況の悪化などにより有価証券の価格が下落するリスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク 投資対象国・地域の政治・経済・社会情勢の変化による有価証券の価格変動リスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

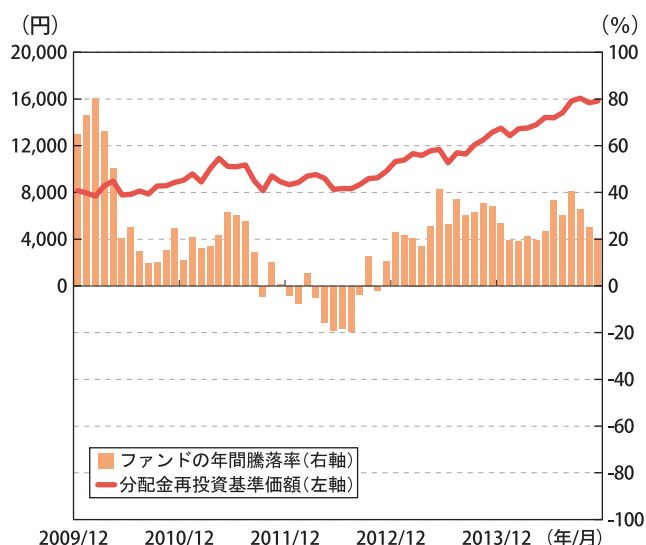
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付けを取消することがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門において投資先のファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、当該ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。さらに、運用部門から独立した部署が、投資ガイドライン等の遵守状況等のチェックを行うとともに、当該ファンドの監査報告書等の提出を求めています。また、リスク管理委員会がリスク全般の管理を行っています。

参考情報

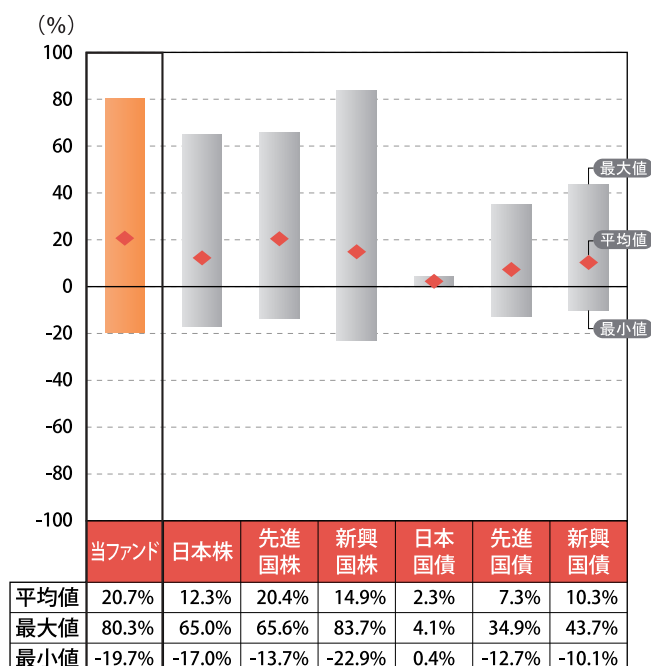
■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 (2009年12月～2014年11月)



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2009年12月～2014年11月)



※2009年12月から2014年11月の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

<指数について>

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCI 指数（MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス）は MSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックスは Citigroup Index LLC により開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。



運用実績

別途記載がない限り
2014年11月28日現在

■基準価額・純資産の推移

期間: 設定日(2006年1月31日)～2014年11月28日

■分配の推移

(1万口当たり・税引前)



決算期	分配金
2014年10月31日(第9期)	1,000円
2013年10月31日(第8期)	1,000円
2012年10月31日(第7期)	0円
2011年10月31日(第6期)	0円
2010年11月1日(第5期)	0円
設定来累計	3,500円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■主要な資産の状況

組入資産	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]	94.11
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	1.12
現金・その他	4.76

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

●「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」の状況

資産の種類	比率(%)
株式	98.1
現金・その他	1.9

組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	情報技術	24.1
2	一般消費財・サービス	23.8
3	生活必需品	18.0
4	素材	10.6
5	資本財・サービス	10.5
6	公益事業	7.1
7	金融	4.6
8	電気通信サービス	0.7
9	ヘルスケア	0.5
10	—	—

組入上位10銘柄

(2014年9月末現在)

	銘柄	業種	比率(%)
1	Samsung Electronics	情報技術	11.9
2	Hankook Tire	一般消費財・サービス	7.8
3	AmorePacific	生活必需品	7.1
4	AmorePacific Group	生活必需品	5.8
5	Hotel Shilla	一般消費財・サービス	5.7
6	Korea Electric Power Corporation	公益事業	5.7
7	LG Hausys, Ltd.	素材	5.4
8	NAVER Corporation	情報技術	5.2
9	CJ	生活必需品	3.9
10	Korea Zinc	素材	3.8

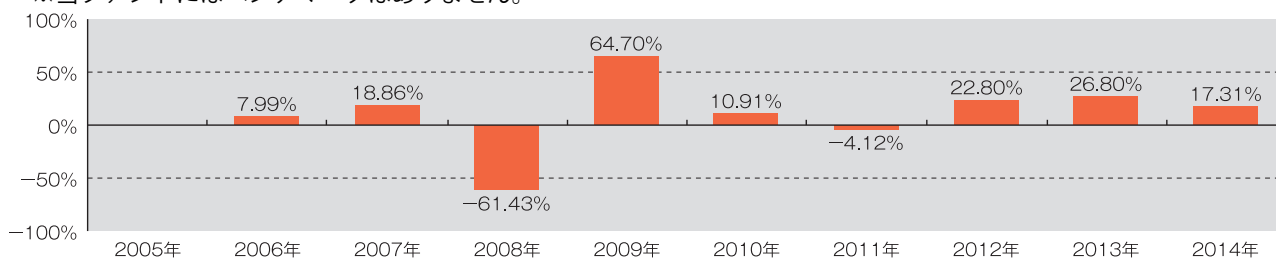
※韓国の規制により、当社が作成時点で取得可能な投資対象ファンドのデータに基づいて作成しています。

※資産別組入状況の比率は純資産総額を100%として、組入上位10業種、組入上位10銘柄の比率は株式の総評価額を100%として計算しています。

※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じております(一部当社判断に基づく分類を採用)。なお、GICSに関しての知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2006年は、設定日(2006年1月31日)から2006年12月末までの収益率です。

※2014年は、11月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。



手続・手数料等

お申込メモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細については、お申込みの販売会社または表紙に記載する照会先までお問合せください。
購 入 価 額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換 金 価 額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換 金 代 金	換金の受付日から起算して原則として6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込 受 付 不 可 日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ① 韓国の金融商品取引所の休場日または銀行休業日 ② 委託会社が別に定める日 ②については、お申込みの販売会社または委託会社までお問合せください。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
購入の申込期間	平成27年1月30日から平成28年2月1日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信 託 期 間	原則として無期限（平成18年1月31日設定）
繰 上 償 還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決 算 日	原則として毎年10月31日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料		3.78%（税抜 3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。	
信託財産留保額		換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額とします。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用① （信託報酬）		純資産総額に対して年率 1.107%（税抜 1.025%） 信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。 信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率	
配分	委託会社	年率 0.3186%（税抜 0.295%）	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率 0.7560%（税抜 0.700%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率 0.0324%（税抜 0.030%）	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券②		年率 0.325%（上限）	
実質的な負担（①＋②）		年率 1.432%（上限）（税込）	
その他の費用・手数料		信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等）は、純資産総額に対して年率 0.10%を上限とする額が毎日計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。 監査費用： 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用： 有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用	

$$\text{信託報酬} = \text{運用期間中の基準価額} \times \text{信託報酬率}$$

監査費用：
監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用

売買委託手数料：
有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

保管費用：
有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換 金（ 解 約 ） 時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※上記は、平成26年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日開始の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

M E M O

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

M E M O

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

M E M O

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成13年5月

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。

なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に海外の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また為替の変動により損失を被ることがあります。

「イーストスプリング韓国株式オープン」の購入時手数料について

- ◆ファンドに係る購入時手数料は無手数料とします。
- ◆野村證券株式会社における購入単位は、以下のとおりになります。（購入後のコース変更はできません。）

一般コース（分配金を受取るコース）	: 1万口以上1口単位
自動けいぞくコース（分配金が再投資されるコース）	: 1万円以上1円単位

詳しくは野村ネット&コールのウェブサイトをご確認ください。

